



(相続会会館)

口絵 三井相続会所蔵「天理禁好」図と三井高房画像

口絵 三井相続会所蔵「天理禁好の図」(129cm×28.8cm)と三井高房画像(78cm×35.4cm)

近世の三井越後屋本店には、三都にそれぞれ相続講という、勤続二〇か年以上の退役手代による相互扶助組織があつた。相続講創設の提唱者は、「町人考見録」の著者として知られる三井高房（法名宗清、北三井家第三代）である。高房は別家手代の商売が永続しないことを憂慮して、享保九年に「始末相続講」なる式目を著し、家業永続の道を説いた。商は儲けを急がず派手にせず、謙虚さと質素儉約をもつて昼夜励めというものである。

高房は、相続講の加入者に一人当り銀五〇〇日の枕銀を本店から援助出資し、講員はそれを原資に毎月（實際には隔月に一回）定額を積掛け、本店がこれを利付きで預るという方法をとつた。積掛の日には、講員揃つて式目を読み合い、天理禁好の図を掲げて拝礼し、講金を納めたという。

明治四年、三井家機構改革に伴ない、相続講は大元方の統轄下となり、講員も本店系列だけでなく、両替店系列、三井各家勤仕者等暖簾分けを許された手代は家督の家柄まで含め、すべからく加入した。しかしこれは三井家憲の制定された明治三三年、それまでの利殖積立金が各講に返還されることになつた。京都の相続講では、五七七〇円の還付を受け、うち三三二五〇円を基本金として相続会と改め、従来の講の精神を継承しつつ、会員相互の懇親を図る親睦団体となつた。さらに昭和二年には会員子弟の奨学を目的とした財団法人となり、現在に至つてゐる。

口絵右は、京都相続会に伝わる三井高房直筆の「天理禁好」の図で、「禁」は「分限過 うへみれば及はぬ事の  
おほかりき 笠きて暮せ己かこころに」、「好」は「分限守 身を立てる人の心に忘るなよ まもりつ、しむもとはかんにん」と訓戒されている。左は昭和三年相続会館竣工のさい、時の八郎右衛門三井高棟（北家第十代）から贈られた三井高房像（模写）で、両軸は会館内に並べて掛けられた。その下は竣工記念絵はがきによる会館全景（所在地は京都市上京区小山上総町。なお戦後は警察病院へ売り払われた由である）。

（樋口知子）